長野県上田千曲高等学校同窓会関東支部会会則

(名称及び組織)

第1条 本会は、長野県上田千曲高等学校同窓会関東支部会と称し、本校卒業生をもって組織し、事務所を会長の指定の場所に置く。

(目的及び事業)

第2条 本同窓会関東支部会は、会員相互の親睦を篤くして母校の充実と発展に寄与する事を目的とし、目的達成に必要な協力、援助等の諸事業を行う。

(役員)

第3条 本会に次の役員を置く。

(1)会長 1名、(2)副会長 若干名、(3)事務局長 1名、(4)各科部会長、(5)会計監査2名、(6)副事務局長 2名、(7)各科幹事

第4条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

- (1)会長は、本会を代表して会務を統括する。(2)副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3)事務局長は、会にかかわる庶務・会計を統括する。(4)各科部会長は、部会を統括する。(5)会計監査は、会計の監査を行う。(6)副事務局長は、事務局長を補佐する。(7)各科幹事は、各科部会長を補佐する。
- 第5条 本会の役員の選出方法は、次の通りとする。
- (1)会長は、役員会で選出する。(2)副会長は、役員会で会長の推薦をうけて選出する。(3)事務局長、会計監査及び副事務局長は、会長が委嘱する。(4)各科部会長及び幹事は、各部会で選出する。
- 第6条 本会の役員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、補欠役員の任期は、残任期間とする。
- 第7条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。名誉会長、顧問及び相談役は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応ずると共に会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、役員総会及び役員会とする。

第9条 総会は、年1回開くものとする。但し、必要がある時は、随時に総会を開くことができる。総会は次の事項を扱う。

(1)会則及び役員(会長、副会長、事務局長、会計監査)人事の承認、(2)事業報告並びに決算の承認、(3)事業計画並びに予算の承認、(4)その他の必要な事項

第10条 役員総会は、必要に応じ随時開くものとする。

役員総会は、第3条の役員を以って構成し、会則、人事、予算、決算を審議する。

第11条 役員会は、必要に応じ随時開くものとする。

役員会は、第3条(1)~(6)の役員で構成し、会務の審議と各事業の企画運営にあたる。

第12条 本会の会議は、会長が招集する。議決は、出席者の過半数によって成立する。

(会計)

- 第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 第14条 本会の会費は、年会費1口1,000円とし、口数は任意とする。
- 第15条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月末日に終わる。

付則 会則は、平成7年11月12日から施行する。

付則 会則は、平成 15 年 11 月 24 日から施行する。